

高等学校等就学支援金 保護者・課税地等確認書

記入日	令和6年6月 日
学校名	鳥取県立境高等学校
学年・クラス・出席番号	年 組 番
生徒氏名	

高等学校就学支援金の受給資格の審査では、提出された個人番号及び課税地情報等をもとに鳥取県教育委員会が地方税額等の照会を行います。

原則として、すでに提出された個人番号や申請書の情報をもとに照会を行いますが、照会対象となる保護者等や課税地等に変更がないか確認する必要がありますので、下記にご記入のうえ提出してください。

確認事項【チェック・記入をして令和6年6月13日（木）までに学校へ提出して下さい】

1 保護者等の変更について

変更ありません。→ 「2 課税地の変更について」へ進んでください。

変更があります。→ 別途、収入状況届出書の提出が必要です。この用紙を学校へ提出のうえ、必要書類を受け取ってください。

※ 保護者等に変更があり、個人番号カードの写し等を提出したくない保護者等がいる場合、その方の個人番号カードの写し等が必要となります。

2 課税地の変更について

※課税地…住民票に記載の住所地。

変更ありません。→裏面（同意書）をご確認の上、学校へ提出してください。

変更があります。（令和5年1月1日時点と令和6年1月1日時点の課税地が異なる。）

※単身赴任等で住所変更された場合も✓をつけてください。

→ 課税地の「変更があります」に✓をつけた方は、以下の項目を記入のうえ、この用紙を学校へ提出してください。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	令和6年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック
1		都 道 市 区 府 県 町 村	<input type="checkbox"/> 令和6年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都 道 市 区 府 県 町 村	<input type="checkbox"/> 令和6年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

注意

次の①又は②に該当する場合、課税額の確認ができないため、課税証明書等の提出が必要になる場合があります。

①市町村民税が未申告の場合

②住所地（課税地）に変更があった場合

また、就学支援金が支給できない原因にもなりますので、漏れののないよう下記のとおり手続きをお願いします。

①の場合→事前に市区町村で税の申告手続きを行う（収入額が0円でも必ず申告する）

②の場合→その都度、必ず学校に連絡をする

高等学校等就学支援金の申請時に提出した個人番号等の利用について

高等学校等就学支援金の認定申請のために提出した個人番号または課税証明書等（以下「個人番号等」という。）により、高校生等奨学給付金の対象確認を行うことについて同意します。

令和 年 月 日

生徒氏名 _____

保護者等氏名 _____

保護者等氏名 _____

※記入は保護者等が行ってください。

これは個人番号等を利用して、高校生等奨学給付金の対象となる方かどうか事前に確認することに対して同意をいただくものです。

個人番号等の利用に同意することで、対象となるご家庭については、学校から申請書が配布されます。

なお、本用紙の提出がない場合も申請はできますが、申請書が配布されない場合がありますので、学校に申し出るなどして申請書を取得してください。

※制度内容については今後変更になる場合があります。

制度について、詳しくは鳥取県のホームページをご覧ください。⇒

